

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第46号

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則（平成25年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>四日市市農業経営開始資金交付規則</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>四日市市農業次世代人材投資資金交付規則</u></p>
目次	目次
第1章 （略）	第1章 （略）
第2章 新規就農者に対する資金の交付事業（第2条— <u>第16条</u> ）	第2章 新規就農者に対する資金の交付事業（第2条— <u>第17条</u> ）
<u>第3章 雑則（第17条—第19条）</u>	<u>第3章 経営発展を支援するための支援金の交付事業（第18条—第29条）</u>
附則	第4章 雑則（ <u>第30条—第32条</u> ） 附則
（目的）	（目的）
第1条 この規則は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する <u>農業経営開始資金</u> （以下「資金」という。）を交付することにより、青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を図ることを目	第1条 この規則は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する <u>農業次世代人材投資資金</u> （以下「資金」という。）を交付することにより、青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を図

的とする。

(交付要件等)

第2条 資金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。

(1)から(3)まで (略)

(4) 前号の青年等就農計画に農業経営開始資金申請追加資料（第1号様式の2）を添付するもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

ア及びイ (略)

(5)及び(6) (略)

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア (略)

イ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）の別記3雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2の農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日

ることを目的とする。

(交付要件等)

第2条 資金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。

(1)から(3)まで (略)

(4) 前号の青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料（第1号様式一2）を添付するもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

ア及びイ (略)

(5)及び(6) (略)

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア (略)

イ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記2の農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ウ （略）

(8) から(10)まで （略）

(11) 平成31年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(交付金額及び交付期間)

ウ （略）

(8)から(10)まで （略）

(11) 平成28年4月以降に農業経営を開始した者であること。ただし、経営開始4年目以降の者が第4条第1項の青年等就農計画等の承認を申請する場合は、第17条の中間評価に準じて経営開始3年目の評価を受け、A評価の者であること。

(12) 「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」（平成31年4月1日付け30経営第3030号経営局就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たしていること。

(交付金額及び交付期間)

第3条 資金の額は、交付期間1月につき1人当たり125,000円とする。

2 資金の交付期間は、最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

3 （略）

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が第1項の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も含め交付の対象外とする。

（青年等就農計画等の承認申請）

第4条 資金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、青年等就農計画等を作成し、農業経営開始資金青年等就農計画承認申請書（第1号様式）及び農業経営開始資金申請追加資料（第1号様式の2）を市長に提出しなければならない。

第3条 資金の額は、経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。

2 資金の交付期間は、最長5年間（令和元年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで）とする。

3 （略）

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者（当該農業者が第1項の交付を受けている場合は、その5年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も含め交付の対象外とする。

（青年等就農計画等の承認申請）

第4条 資金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、青年等就農計画等を作成し、農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認申請書（第1号様式）及び農業次世代人材投資資金申請追加資料（第1号様式の2）を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(青年等就農計画等の承認)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、当該計画を適当と認めるときは、計画の承認を行い、農業経営開始資金青年等就農計画承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 (略)

(青年等就農計画等の変更申請)

第6条 前条の承認を受けた者（以下「受給適格者」という。）が青年等就農計画等を変更しようとする場合は、農業経営開始資金青年等就農計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

(青年等就農計画等の変更の承認)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、第5条の規定による手続に準じて承認を行い、農業経営開始資金青年等就農計画変更承認書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(資金の交付申請)

2 (略)

(青年等就農計画等の承認)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、当該計画を適当と認めるときは、計画の承認を行い、農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 (略)

(青年等就農計画等の変更申請)

第6条 前条の承認を受けた者（以下「受給適格者」という。）が青年等就農計画等を変更しようとする場合は、農業次世代人材投資資金青年等就農計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

(青年等就農計画等の変更の承認)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、第5条の規定による手続に準じて承認を行い、農業次世代人材投資資金青年等就農計画変更承認書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(資金の交付申請)

第8条 受給適格者が資金の交付を受けるにあつては、農業経営開始資金交付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 （略）

（交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条の申請があつた場合において、その内容を審査し、当該申請を適当と認めるときは、交付の決定及び額の確定を行い農業経営開始資金交付決定及び確定通知書（第6号様式）により受給適格者に通知するものとする。

（資金の請求）

第10条 受給適格者は、前条の交付の決定及び額の確定を受けたときは、農業経営開始資金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 （略）

（就農状況報告等）

第11条 （略）

2から8まで （略）

9 市長は、前項の確認に加え、第11項に規定するサポートチームと協力して補助事業者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、次の各号に掲げる方法により、就農状況確認チェックリスト（第13号

第8条 受給適格者が資金の交付を受けるにあつては、農業次世代人材投資資金交付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 （略）

（交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条の申請があつた場合において、その内容を審査し、当該申請を適当と認めるときは、交付の決定及び額の確定を行い、農業次世代人材投資資金交付決定及び確定通知書（第6号様式）により受給適格者に通知するものとする。

（資金の請求）

第10条 受給適格者は、前条の交付の決定及び額の確定を受けたときは、農業次世代人材投資資金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 （略）

（就農状況報告等）

第11条 （略）

2から8まで （略）

9 市長は、前項の確認に加え、サポートチームと協力して補助事業者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、次の各号に掲げる方法により、就農状況確認チェックリスト（第13号様式）を用いて、補

様式)を用いて、補助事業者の経営状況と課題を補助事業者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1)から(3)まで (略)

10及び11 (略)

(交付の中止)

第12条 (略)

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

3 市長は、前項第1号から第6号までの規定による資金の交付中止を行ったときは、農業経営開始資金交付中止通知書(第15号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(資金の返還)

第14条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、第1号に該当する場合にあって、次条の規定による申請により、病気、災害等のやむを

助事業者の経営状況と課題を補助事業者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1)から(3)まで (略)

10及び11 (略)

(交付の中止)

第12条 (略)

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。

(1)から(6)まで (略)

(7) 第17条に規定する中間評価によりB評価と判断された場合

(8) 第18条第1項に規定する経営発展支援金の交付を受けた場合

(9) (略)

3 市長は、前項第1号から第7号までの規定による資金の交付中止を行ったときは、農業次世代人材投資資金交付中止通知書(第15号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(資金の返還)

第14条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合にあって、次条の規定による申請により、病気、災害

得ない事情として市長が認める場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 交付期間（資金の交付を受けなかった間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき（ただし、交付対象者が第11条第7項の規定により就農を再開し、就農中断期間と同期間、就農を継続したときを除く。） 交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額

2 (略)

等のやむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 交付期間（資金の交付を受けなかった間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき（ただし、交付対象者が第11条第7項の規定により就農を再開し、就農中断期間と同期間、就農を継続したとき及び第17条に規定する中間評価でB評価とされたときを除く。）
交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額

2 (略)

(中間評価)

第17条 市長は、補助事業者の経営開始3年目が終了した時点で、農業所得及び農業収入等の状況や経営の課題等を補助事業者及びサポートチーム等関係機関が確認し、経営改善に役立てるとともに、青年等就農計画の達成に向けて指導が必要な者に対して重点的にサポートするため、中間評価を実施する。

2 前項に規定する評価（以下「中間評価」という。）は、A（順調）、B（順調でない）の2段階で評価するものとする。

3 市長は、中間評価を受けた補助事業

者に対し、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、それぞれ各号に定める取扱いを行うものとする。

(1) A（順調） 資金の交付を継続する。ただし、補助事業者が希望する場合は、資金の交付の継続に代えて、次章に規定するところにより、経営発展支援金を交付する。また、農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要なものであると評価会で判断された者については、サポートチームが中心となって重点指導を行う。

(2) B（順調でない） 資金の交付を中止する。

第3章 経営発展を支援するための支援金の交付事業

（経営発展支援金の交付）

第18条 市長は、中間評価でA評価相当とされた者のうち、希望するものに経営発展支援金（以下「支援金」という。）を交付することができる。

（支援金の交付申請）

第19条 支援金の交付を希望する者（以下「支援金希望者」という。）は、経営発展支援金交付申請書（第20号様式。以下この章において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。申請書の提出は、経営開

始4年目の交付対象期間に行わなければならない。

(支援金の交付決定)

第20条 市長は、申請書の内容を審査し、支援金希望者の更なる経営発展につながる取組であると認める場合は承認し、審査結果を経営発展支援金交付決定通知書（第21号様式）により支援金希望者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第21条 支援金の交付決定の通知を受けた者は、経営発展支援金交付請求書（第22号様式）を市長へ提出しなければならない。

(支援金の額)

第22条 支援金の交付額は、前条の規定により承認された取組の実現に必要な額のうち、他の助成措置等による助成額を除いた額（以下「対象経費」という。）とし、150万円以内の額とする。

2 支援金の対象経費は、第20条で承認された取組に直接要する経費であり、かつ、書類によって使途及び金額が確認できるものに限るものとする。

3 支援金希望者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己

負担部分に支援金を充当することも可能とする。

(実績報告書)

第23条 支援金の交付を受けた者（以下「支援金受給者」という。）は、承認された内容を実施し、事業完了後1か月以内又は当該事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書（第23号様式。以下この章において「実績報告書」という。）を提出し、市長の承認を得なければならない。

(支援金の精算)

第24条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、
適当であると認める場合は承認し、
支援金の精算を行うものとする。

(支援の対象期間)

第25条 支援の対象期間は第20条の承認を受けた日から最長1年間とし、
支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合において、
支援金受給者は同条の承認を受けた年度内に一度、第23条に規定する実績報告書を市長に提出し、市長は第24条に規定する精算を行うものとし、
支援金受給者は翌年度に再度、第19条に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

(善管注意義務)

第26条 支援金受給者は、支援金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、支援金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(関係帳簿等の整理等)

第27条 支援金受給者は、事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 支援金受給者は、事業に係る整備施設等について、財産管理台帳（第9号様式別添）を備え、これを適切に管理しなければならない。また、支援金受給者は、第11条の就農状況報告等において、財産管理台帳を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第28条 支援金受給者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事業で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書（第24号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15

第 3 章 雑則

(交付情報等の登録)

第 1 7 条 市長は、青年等就農計画等、交付申請書等の提出があった場合には、経営開始資金交付対象者データベース（以下「データベース」という。）に交付情報等を速やかに登録するものとする。

2 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、第 2 0 号様式により適切に取り扱うものとする。

第 1 8 条 (略)

第 1 9 条 (略)

号)に規定する耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りではない。

(その他)

第 2 9 条 支援金の交付の中止、休止等、返還、返還免除及び住所等変更報告については、資金の例による。

第 4 章 雑則

(交付情報等の登録)

第 3 0 条 市長は、青年等就農計画等、交付申請書等の提出があった場合には、農業次世代人材投資資金交付対象者データベース（以下「データベース」という。）に交付情報等を速やかに登録するものとする。

2 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、第 2 5 号様式により適切に取り扱うものとする。

第 3 1 条 (略)

第 3 2 条 (略)

第 1 号様式から第 2 0 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

農業経営開始資金青年等就農計画承認申請書

四日市市農業経営開始資金交付規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり青年等就農計画の承認を申請します。

年 月 日

農業経営開始資金申請追加資料

四日市市長 あて

住 所：
[申請者]氏 名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)
(署名又は記名押印してください)

四日市市農業経営開始資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置づけ等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（農業経営開始資金）

年 月 日 ~ 年 月 日

5 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金交付期間）

年 月 日 ~ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定(月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得*	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由(超える場合のみ記入)	
<p>※本欄は市の記入欄</p> <p>生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無(<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無)</p> <p>【所見】</p>	
私は、就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があります。	<input type="checkbox"/>

添付書類

別添1. 収支計画

別添2. 誓約書

別添3. 履歴書

別添4. 経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

別添5. 経営を継承する場合は従事していた期間が5年以内である事を証明する書類(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に

住んでいた場合)の写しなど)

別添6. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添7. 通帳の写し

別添8. 前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

*「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」

別添9. 身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)

※その他、市長が必要と認める書類(前年の所得証明書など)

別添 1

収 支 計 画

※既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			経営開始				
			計画 1年目 (年月 ～年月)	計画 2年目 (年月 ～年月)	計画 3年目 (年月 ～年月)	計画 4年目 (年月 ～年月)	計画 5年目 (年月 ～年月)
農 業 収 入	〇〇（作 目）	経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
	その他						
	農業経営開始資金(円)※						
	収入計（円）①（資金を除く）						

		経営開始				
		計画 1年目 (年月 ～年月)	計画 2年目 (年月 ～年月)	計画 3年目 (年月 ～年月)	計画 4年目 (年月 ～年月)	計画 5年目 (年月 ～年月)
農業 経営 費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計 (円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						
所得計 (円) ①－②						

※夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

別添 2

誓 約 書

私は、四日市市農業経営開始資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、交付規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名を添えて誓約します。

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

(生年月日 年 月 日 歳)

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者に債務が発生した時は、申請者の債務を連帯して負担します。

〔 極度額※1 円 〕	
※2 連帯保証人	住所 氏名
連帯保証人	住所 氏名
(連帯保証人氏名は自署すること。)	

※1 計画の変更により交付額が増加する場合、極度額を増額して再提出すること。

※2 連帯保証人を1名又は2名立てること。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず連帯保証人を2名立てること。

住 所

氏 名

農業経営開始資金青年等就農計画承認書

年 月 日付けで承認申請のあった農業経営開始資金青年等就農計画について、四日市市農業経営開始資金交付規則第5条第1項の規定に基づき承認したことを通知します。

年 月 日

四日市市長

第 3 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

農業経営開始資金青年等就農計画変更承認申請書

四日市市農業経営開始資金交付規則第 6 条の規定に基づき、別添のとおり青年等就農計画の変更承認を申請します。

住 所

氏 名

農業経営開始資金青年等就農計画変更承認書

年 月 日付けで変更承認申請のあった農業経営開始資金青年等就農計画について、四日市市農業経営開始資金交付規則第7条の規定に基づき変更承認したことを通知します。

年 月 日

四日市市長

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

農業経営開始資金交付申請書

農業経営開始資金の交付を受けたいので、四日市市農業経営開始資金交付規則第8条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始前の所得、被災による資金の 交付休止期間中の所得及び資金を除く額 ^{※2} を 記載	(ア) 円
今年の交付金額 ^{※3、※4} (150万円)	(イ) 円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載	円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による 給付等(例:生活保護制度、雇用保険制度(失業 手当)等) ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践 研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による 助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による 補助金の交付	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の給付金を除く額。

※3 1円未満は切り捨てとする。

※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

添付書類

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発酵以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付

住 所

氏 名

農業経営開始資金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった農業経営開始資金については、四日市農業経営開始資金交付規則第9条の規定に基づき、下記のとおり交付の決定及び額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 資金の交付決定及び確定金額

円

2. 今回交付決定する交付対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3. 資金の交付条件

- (1) 資金に関する法令、規則に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) この資金に係る帳簿及び関係書類を資金交付事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (3) この資金の交付については、後日市、県及び国が監査を行うことがある。

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

農業経営開始資金交付請求書

住 所

氏 名

（署名又は記名押印してください）

四日市市農業経営開始資金交付規則第10条第1項の規定に基づき、農業経営開始資金を下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

就農状況報告書（経営開始 年目・交付開始 年目（～ 月分））

住 所

氏 名

四日市市農業経営開始資金交付規則第11条第1項の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭羽数等			
合 計					
農業経営 の構成 (補助事 業者本 人・家族 労働力)	氏 名	年 齢	補助事業者・補助 事業者との続柄 (法人経営にあた っては役職)	年間の農業 従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力			(人/日※)		

※1日の農業従事時間を8時間で換算

2. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳	親族から		
		第三者から		
特定作業 受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

3. 前年の世帯全体の所得（資金含む）

※農業経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

	万円
前年の世帯全体の所得が 600万円 を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
<p>※本欄は市の記入欄</p> <p>生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無）</p> <p>【所見】</p>	

4. 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

5. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画並びに第1号様式の2の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。）

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等 （改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入）

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）
2. 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
3. 通帳及び帳簿の写し
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていることが確認できる書類（2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することができる。）
※親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要。
5. 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）
6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。（令和3年度以降に承認された補助事業者のみ該当）

※1 7月の報告の際のみ記入する。

別添 2

決 算 書 (○年)

			計画※ 経営開始○ 年目 a	実績 b	実績／計画 b／a
農 業 収 入	○○ (作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	その他				
農業経営開始資金(円)					
収入計① (資金を除く) (円)					

			計画※ 経営開始○ 年目 a	実績 b	実績／計画 b／a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計(円)②					
【参考】設備投資 (内容、金額)					
農業所得計(円)③ = ① - ②					
農外所得(円)④			所得合計(円)③ + ④		

※計画欄には、第1号様式の2 別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

第9号様式（第11条関係）

作業日誌
交付終了後 年目（～ 月分）

年 月 日

四日市市長

住所
氏名

四日市市農業経営開始資金交付規則第11条第2項の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
	合計	

添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）

※上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

第10号様式（第11条関係）

離農届

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

農業経営を中止し、離農*しますので、四日市市農業経営開始資金交付規則第1条第3項の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- ・ 農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等）

※下線部は、交付期間と同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

就 農 中 断 届

年 月 日

四日市市長

住 所
氏 名

四日市市農業経営開始資金交付規則第 1 1 条第 4 項の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

第 1 2 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

四日市市長

就 農 再 開 届

住 所
氏 名

四日市市農業経営開始資金交付規則第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日～ 年 月 日
就農中断予定期間 と就農中断期間が 異なる理由（異なる 場合のみ記入）	
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日～ 年 月 日

第13号様式（第11条関係）

就農状況確認チェックリスト

経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後」とする。

確認対象者住所：
確認対象者氏名：
農業経営開始資金交付の有無： 有 ・ 無
確認者所属・名前：
確認日： 年 月 日

1 交付対象者への面談用 （これまでの状況について聞き取る）

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について（研修会等への参加、質問・相談の状況等）	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している・たまに参加・協力している・参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない

g 経営状況（収支状況）の把握	把握している ・ 概ね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 経営開始計画達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名：]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備 状況	清潔で快適に整備できている ・ 概ね整備できている 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる 取り組んでいない

2 ほ場（現地）確認用 （確認期間中の状況について記載する）

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない 遊休化されている土地がある作付期間外である
--

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている 適切に生産されていない土地がある（管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある） ・ 作付期間外である
--

3 書類確認用 (これまでの状況について記載する)

ア 農業従事日数

日程度

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	---------------------------	---	-----------

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

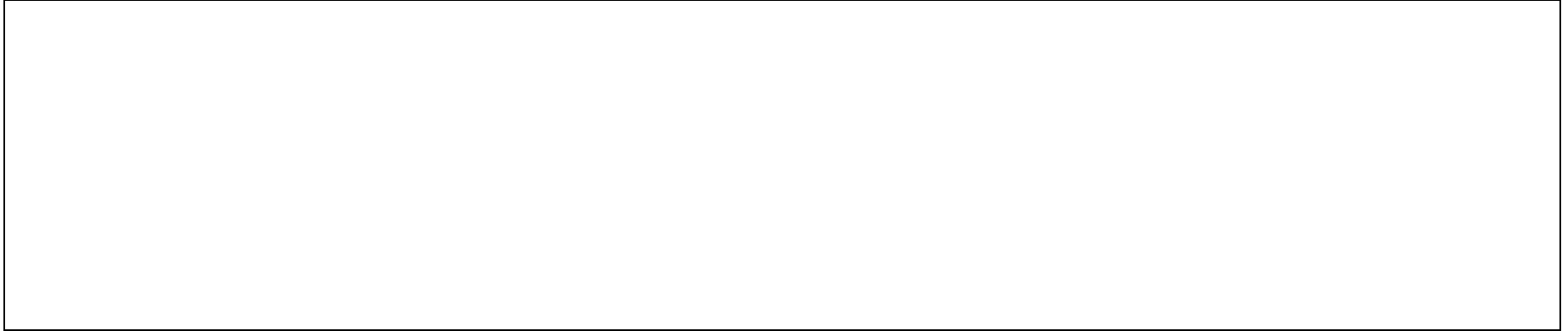
農地法第3条の許可等 (※) により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
-------------------------------	---	------------------

※公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見



第 1 4 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

四日市市長

中 止 届

住 所

氏 名

農業経営開始資金の受給を中止しますので、四日市市農業経営開始資金交付規則第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

住 所

氏 名

農業経営開始資金交付中止通知書

年 月 日付けで承認した農業経営開始資金については、四日市市農業経営開始資金交付規則第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、交付を中止したことを通知します。

中止理由	
------	--

年 月 日

四日市市長

第16号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

休 止 届

住 所
氏 名

農業経営開始資金の受給を休止しますので、四日市市農業経営開始資金交付規則第13条第1項の規定に基づき、休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子健康手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

第 1 7 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

四日市市長

経 営 再 開 届

住 所
氏 名

農業経営開始資金の受給を再開しますので、四日市市農業経営開始資金交付規則第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日～ 年 月 日
休止予定期間と 休止期間が異なる理由（異なる場合のみ記入）	
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日～ 年 月 日

第 1 8 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

四日市市長

返 還 免 除 申 請 書

住 所

氏 名

農業経営開始資金の返還の免除を受けたいので、四日市市農業経営開始資金交付規則第 1 5 条第 1 項の規定に基づき申請します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--

第 1 9 号様式（第 1 6 条関係）

住所等変更届

年 月 日

四日市市長

氏 名

四日市市農業経営開始資金交付規則第 1 6 条の規定に基づき、住所等変更届を提出
します。

変 更 前	氏名 住所 電話番号 その他
変 更 後	氏名 住所 電話番号 その他

※変更後の住所等を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

第20号様式（第17条関係）

四日市市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名してください。

四日市市農業経営開始資金交付規則に係る個人情報の取扱いについて

四日市市は、新規就農者育成資事業の実施に際して得た個人情報について、「四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

（注）情報提供を行う関係機関等の名称

農林水産省、全国農業委員会ネットワーク機構、東海農政局、三重県、
青年農業者等育成センター、公益財団法人三重県農林水産支援センター、
株式会社日本政策金融公庫、三重県農業会議、三重北農業協同組合、
鈴鹿農業協同組合、三重茶農業協同組合、四日市市農業委員会、
三重県農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

（署名又は記名押印してください）

(参考)

第1 本事業における個人情報の取り扱いについて

市長は、交付対象者情報に記載し、又はデータベースに登録される交付対象者に係る個人情報の取扱いについて、本市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる事項について、交付対象者の個人情報の記載や確認が必要となることから、以下の通り個人情報の利用目的を明らかにするとともに、交付対象者ご本人の同意書をいただく必要があります。

第2 交付対象者ご本人に同意をいただく内容

個人情報の取扱いについて、交付対象者ご本人に同意をいただく内容としては、以下のとおりです。

- 1 各都道府県、市町村等の関係機関で受給者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第 2 1 号様式から第 2 5 号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の四日市市農業次世代人材投資資金交付規則（以下「旧規則」という。）第5条の規定による承認を受けている事業については、旧規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(商工農水部農水振興課)